



平成19年3月期 個別中間財務諸表の概要

平成18年11月22日

会社名 株式会社 茨城銀行

(URL <http://www.ibagin.co.jp/>)

本店所在地 茨城県水戸市南町1丁目3番1号

TEL 029(231)3171

代表者 役職名 取締役頭取

氏名 川嶋 烈

問合せ先責任者 役職名 常務取締役総合企画部長

氏名 中澤 民雄

中間決算取締役会開催日 平成18年11月22日

中間配当制度の有無 有

中間配当支払開始日 平成 - 年 - 月 - 日

単元株制度採用の有無 有(1単元1,000株)

1. 18年9月中間期の業績(平成18年4月1日～平成18年9月30日)

(1)経営成績 (注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	経常収益		経常利益	
	百万円	%	百万円	%
18年9月中間期	10,107	3.1	1,246	19.6
17年9月中間期	10,438	2.1	1,551	19.3
18年3月期	21,359		3,339	

	中間(当期)純利益		1株当たり中間(当期)純利益	
	百万円	%	円	銭
18年9月中間期	1,106	48.4	7	81
17年9月中間期	2,148	59.9	15	16
18年3月期	2,724		19	22

(注) 期中平均株式数 18年9月中間期 141,679,460株 17年9月中間期 141,682,953株 18年3月期 141,681,678株
 会計処理の方法の変更 有
 経常収益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率

(2)財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率 (注2)	1株当たり 純資産	単体自己資本比率 (国内基準)(注3)
	百万円	百万円	%	円 銭	%
18年9月中間期	741,846	19,315	2.6	136 33	(速報値) 6.40
17年9月中間期	748,782	18,745	2.5	132 30	6.10
18年3月期	746,985	18,040	2.4	127 32	6.12

(注1) 期末発行済株式数 18年9月中間期 141,679,024株 17年9月中間期 141,682,084株 18年3月期 141,680,436株
 期末自己株式数 18年9月中間期 31,226株 17年9月中間期 28,166株 18年3月期 29,814株

(注2)「自己資本比率」は、中間期末(期末)純資産の部合計を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。

(注3)「単体自己資本比率(国内基準)」は、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号)」に基づき算出しております。

2. 19年3月期の業績予想(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

	経常収益	経常利益	当期純利益
通期	百万円	百万円	百万円
	20,600	2,500	2,600

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 18円 35銭

上記の予想は、本資料の発表日現在において入手可能な情報及び将来の業績に与える不確実な要因に係る現時点での仮定を前提としております。従って、実際の業績については、今後様々な要因によって大きく変動する可能性があります。

比較中間貸借対照表(主要内訳)

(単位:百万円)

科 目	平成18年度 中間期末(A)	平成17年度 中間期末(B)	比 較 (A) - (B)	平成17年度末 (C)	比 較 (A) - (C)
(資 産 の 部)					
現 金 預 け 金	49,155	54,229	5,074	57,418	8,263
コ ー ル ロ ー ン	13,000	27,000	14,000	18,000	5,000
商 品 有 価 証 券	247	207	39	315	68
金 銭 の 信 託	5,320	5,339	19	5,341	21
有 価 証 券	129,706	125,369	4,336	130,360	654
投 資 損 失 引 当 金	-	407	407	-	-
貸 出 金	536,026	533,689	2,336	528,467	7,559
外 国 為 替	273	317	43	172	100
そ の 他 資 産	4,406	3,796	609	3,901	504
動 産 不 動 産	-	11,411	-	11,226	-
有 形 固 定 資 産	10,566	-	-	-	-
無 形 固 定 資 産	797	-	-	-	-
繰 延 税 金 資 産	6,677	6,875	197	6,973	295
支 払 承 諾 見 返	2,867	3,635	768	3,578	711
貸 倒 引 当 金	17,196	22,681	5,484	18,771	1,574
資 産 の 部 合 計	741,846	748,782	6,936	746,985	5,138
(負 債 の 部)					
預 金	707,243	716,767	9,523	713,420	6,176
借 用 金	3,990	3,990	-	3,990	-
外 国 為 替	15	28	13	21	5
社 債	1,150	1,150	-	1,150	-
そ の 他 負 債	3,183	2,302	881	2,740	443
賞 与 引 当 金	305	314	9	320	15
退 職 給 付 引 当 金	1,917	1,145	771	1,938	20
子 会 社 支 援 損 失 引 当 金	453	-	453	380	72
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,404	702	702	1,405	1
支 払 承 諾	2,867	3,635	768	3,578	711
負 債 の 部 合 計	722,530	730,036	7,506	728,945	6,414
(資 本 の 部)					
資 本 金	-	15,541	-	15,541	-
利 益 剰 余 金	-	736	-	1,312	-
中間(当期)未処分利益	-	736	-	1,312	-
中間(当期)純利益	-	2,148	-	2,724	-
土 地 再 評 価 差 額 金	-	1,034	-	331	-
株 式 等 評 価 差 額 金	-	1,439	-	861	-
自 己 株 式	-	6	-	6	-
資 本 の 部 合 計	-	18,745	-	18,040	-
負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	-	748,782	-	746,985	-
(純 資 産 の 部)					
資 本 金	15,541	-	-	-	-
利 益 剰 余 金	2,420	-	-	-	-
そ の 他 利 益 剰 余 金	2,420	-	-	-	-
繰 越 利 益 剰 余 金	2,420	-	-	-	-
自 己 株 式	6	-	-	-	-
株 主 資 本 合 計	17,955	-	-	-	-
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,030	-	-	-	-
土 地 再 評 価 差 額 金	329	-	-	-	-
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,360	-	-	-	-
純 資 産 の 部 合 計	19,315	-	-	-	-
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	741,846	-	-	-	-

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 2．商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 3．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 4．デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 5．有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

動 産 3年～20年

- 6．無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間に基づいて償却しております。
- 7．外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 8．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,493百万円であります。

- 9．賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
- 10．退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定率法により按分した額を発生翌期から損益処理

会計基準変更時差異(2,842百万円)については、厚生年金基金の代行部分の返上に伴う処理額を除き、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

11. 子会社支援損失引当金は、子会社・子法人等の債務超過額にかかる損失に備えるため、子会社・子法人等に対する投資額を超えて負担が見込まれる額を計上しております。
12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。
14. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 50 百万円
15. 関係会社の株式（及び出資）総額 11 百万円
16. 有形固定資産の減価償却累計額 11,874 百万円
17. 有形固定資産の圧縮記帳額 313 百万円
18. 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,586 百万円、延滞債権額は 33,588 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
19. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 370 百万円であります。
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 14,148 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 53,694 百万円であります。
なお、上記 18. から 21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. 貸出債権証券化により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間期末残高は、21,532 百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権 13,474 百万円を継続保有し貸出金に計上しております。
23. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 8,105 百万円であります。
24. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 1,057 百万円
預け金 3 百万円
担保資産に対応する債務
預金 556 百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 10,381 百万円及び預け金 520 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 521 百万円であります。

25. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出

26. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 3,990 百万円が含まれております。

27. 社債には、劣後特約付社債 1,150 百万円が含まれております。

28. 1 株当たりの純資産額 136 円 33 銭

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
地方債	2,610	2,605	5
社債	526	521	4
その他	5,700	5,318	381
合計	8,837	8,446	390

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 （百万円）	中間貸借対照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）
株式	5,941	9,534	3,592
債券	87,701	86,590	1,110
国債	43,289	42,557	731
地方債	762	757	5
社債	43,649	43,275	373
その他	24,338	23,587	751
合計	117,981	119,711	1,730

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 699 百万円を差し引いた額 1,030 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間期における減損処理額は、時価のある株式 20 百万円、時価のない株式 12 百万円であり
 ます。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当中間期末の時価が簿価に比べて
 30% 以上下落した銘柄としております。時価のないものについては発行主体の財政状態の悪化に
 より実質価額が著しく低下したものを減損処理しております。

30. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券 社債	400
子会社・子法人等株式及び 関連法人等株式 子会社・子法人等株式	11
その他有価証券 非上場株式	547
その他の証券	197

31. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の 金銭の信託	5,320	5,320	-

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、119,833 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが119,594 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 従来、クレジット・リンクローンについては、組込デリバティブを債務保証に準じて処理しておりましたが、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当中間期から同適用指針を適用し、組込デリバティブを時価評価し、評価差額を損益に計上しております。これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は500百万円減少、その他資産は23百万円増加しており、税引前中間純利益は23百万円増加しております。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	11,118 百万円
繰越欠損金	2,018
有価証券償却	1,113
退職給付引当金損金算入限度額超過額	496
減価償却の償却超過額	307
貸出金未収収益償却超過額	194
減損損失	32
その他	571

繰延税金資産小計	15,852
評価性引当額	8,475
繰延税金資産合計	7,377
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	699
繰延税金負債合計	699
繰延税金資産の純額	6,677 百万円

35. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。

なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は19,315百万円であります。

(2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益(または中間未処理損失)」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。

(3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

(5) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

36. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付および平成18年8月11日付けで一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

比較中間損益計算書(主要内訳)

(単位:百万円)

科 目	平成18年度 中間期(A)	平成17年度 中間期(B)	比 較 (A) - (B)	平成17年度 (要 約)
経 常 収 益	10,107	10,438	330	21,359
資 金 運 用 収 益	8,749	8,935	186	17,787
(うち貸出金利息)	(7,319)	(7,607)	(288)	(15,066)
(うち有価証券利息配当金)	(948)	(840)	(107)	(1,749)
役 務 取 引 等 収 益	1,240	1,175	64	2,389
そ の 他 業 務 収 益	44	48	4	62
そ の 他 経 常 収 益	74	278	204	1,119
経 常 費 用	8,860	8,886	25	18,019
資 金 調 達 費 用	355	240	115	497
(うち預金利息)	(249)	(149)	(99)	(303)
役 務 取 引 等 費 用	1,000	974	25	1,955
そ の 他 業 務 費 用	47	3	43	9
営 業 経 費	5,929	6,164	235	12,218
そ の 他 経 常 費 用	1,528	1,503	25	3,338
経 常 利 益	1,246	1,551	304	3,339
特 別 利 益	89	846	756	1,042
特 別 損 失	34	172	137	1,283
税引前中間(当期)純利益	1,301	2,226	924	3,099
法人税、住民税及び事業税	15	29	14	33
法人税等調整額	179	47	132	341
中間(当期)純利益	1,106	2,148	1,041	2,724
前 期 繰 越 損 失	-	1,374	-	1,374
土地再評価差額金取崩額	-	37	-	37
中間(当期)未処分利益	-	736	-	1,312

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 7円81銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

4. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額1,019百万円、貸出金償却332百万円、株式等償却32百万円及び子会社支援損失引当金繰入額72百万円を含んでおります。

5. 「特別損失」には、減損損失7百万円を含んでおります。

減損損失の算定にあたり、営業用店舗等については管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)で、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、電算センター、寮・社宅、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。その結果、継続的な地価の下落等により、以下の資産グループ4か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失としております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
遊休資産	茨城県内	遊休資産4か所	土地	7

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

第144期中

(平成18年4月1日から
平成18年9月30日まで)

中間株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
直前事業年度末残高	15,541	1,312	1,312	6	16,847
中間会計期間中の変動額					
中間純利益	-	1,106	1,106	-	1,106
自己株式の取得	-	-	-	0	0
自己株式の処分	-	0	0	0	0
土地再評価差額金取崩額	-	1	1	-	1
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
中間会計期間中の変動額合計	-	1,108	1,108	0	1,108
中間会計期間末残高	15,541	2,420	2,420	6	17,955

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地 再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
直前事業年度末残高	861	331	1,192	18,040
中間会計期間中の変動額				
中間純利益	-	-	-	1,106
自己株式の取得	-	-	-	0
自己株式の処分	-	-	-	0
土地再評価差額金取崩額	-	-	-	1
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)	169	1	167	167
中間会計期間中の変動額合計	169	1	167	1,275
中間会計期間末残高	1,030	329	1,360	19,315

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

注1. 当行の自己株式の種類及び株式数は、次のとおりであります。

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期 間増加株式数	当中間会計期 間減少株式数	当中間会計期 間末株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	29	1	0	31	(注)
合計	29	1	0	31	

(注)株式数の増加1千株は単元未満株式の買取による増加、同減少0千株は単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 「株主資本等変動計算書に関する会計基準」(企業会計基準第6号平成17年12月27日)および「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第9号平成17年12月27日)が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準および適用指針を適用し、中間株主資本等変動計算書を作成しております。